

令和7年7月10日

千葉市からの事務連絡事項

【幼保運営課】

担当

1 令和7年度千葉市キッズ・ガード雇用等支援事業補助金について 【資料あり】

[管理班]

大沼

TEL:043-245-5726

6月27日（金）に、対象園に対し、メールにて当補助金の交付申請のご案内をしております。

7月18日（金）が提出締め切りとなっておりますので、ご協力の程お願いいたします。

※ただし、他補助金等の収入を除く（配置基準補助金申請に係る勤務分に関しては本補助金と併せての支給が出来ませんのでご注意ください）

<対象>園庭のない民間保育園・園庭のない幼保連携型認定こども園・園庭のない小規模保育事業・園庭のない家庭的保育事業・園庭のない事業所内保育事業・園庭のない幼稚園型認定こども園

2 多子世帯への保育料軽減の拡充について【資料あり】

[管理班]

石野・岡野

TEL:043-245-5726

多子世帯における保育施設の利用に伴う経済的負担を支援し、子育てしやすい環境を整えることを目的として、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、認可保育施設の保育料について、令和7年9月から、所得・年齢制限などを撤廃し、第2子を半額、第3子以降の保育料を無償とします。

上記と合わせて、新たに幼稚園・認定こども園の預かり保育や、認可外保育施設等の利用者のうち、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上おり、保育の必要性がある第2子以降のお子さんについて、保育料の負担を軽減するための給付金制度を創設しました。

利用者への制度周知のため、掲示用チラシを7月中に、対象園に対し、メールおよび郵送にて送付いたしますので、施設への掲示等のご協力のほどお願いいたします。

<対象>

○認可保育施設（保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業、事業

所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業）

○幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等

3 延長保育の実施時間に関する意向調査について【資料なし】

[助成第1班]

高木

TEL:043-245-5729

7月1日（火）にメールにて回答の依頼をしております。

内容をご確認いただき、以下の回答期限までに必ず回答をお願いいたします。

<回答期限>**令和7年7月15日（火）**

<対象>保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業（延長保育の終了時間が20時以降の園）